平成２８年（フ）第１２９号
新潟市東区牡丹山１丁目15番14号
債務者　渡邊　美佳
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
金沢市鳴和１丁目７番７号　サンライズハイツ２－Ｃ号、従前の住所金沢市御所町２丁目31番地　（従前々の住所）千葉県習志野市本大久保３丁目２番24
債務者　西　　幸治
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
長野県安曇野市穂高5772番地６　フレグランスＫＯＨ102号
債務者　古澤　雄太
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７７号
長野県松本市高宮南５番12号　ベルディータカミヤＤ102
債務者　中上　直人
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4341番地
債務者　植村　令子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１０４号
兵庫県尼崎市昭和南通８丁目225番地　シヤレームレープ301号
債務者　丹後　安夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目15番34号
債務者　辰巳設計事務所こと　井元　宏昭
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番41－303号、前住所神戸市北区有野台１丁目６番地（Ａ14棟102号）
債務者　武田　和幸
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０５号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目38番地　ネオメゾン武庫川111号
債務者　松本　昌夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目14番30号　つとむマンション23号
債務者　中須賀勇介
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
兵庫県篠山市味間南589番地　音羽住宅第８号
債務者　岡本　仁美（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇251番地　泉団地406号
債務者　霜田　久子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
広島県福山市加茂町字芦原580番地１
債務者　門井　明博
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５２号
広島県福山市千代田町２丁目９番19号　レオパレスセジュールコート104
債務者　原田　　渚
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県新居浜市田の上１丁目１番27号、前住所愛媛県西条市三津屋東28番15　クリスタルハーモニーＤ110号
債務者　米多比裕美子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３７号
愛媛県四国中央市金生町下分1324番地　ヒノデハイツ101号、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井乙22番地17
債務者　内田　朝美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部